

平成22年8月16日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月30日から平成22年8月5日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/08/16)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年7月30日～8月5日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	3	2	0	0	0	5
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	30	79	2	0	0	111
職業安定局	225	85	35	0	3	348
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	6	0	0	0	8
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	1	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	260	173	37	0	3	473

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	105
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	235
法令遵守違反に関するもの	4
その他	129

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。

- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
- ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む。)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	2件	0件	0件	0件	5件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	解雇の正当性について助言を依頼した。助言を頂いたが、私の希望はかなわなかった。せめて解雇に伴う経済的な損害賠償を求めるべくあっせんを申請したが、被申請人の不参加により「打ち切り」となり、あっせん開催に至らなかった。この制度にもう少し強制力を持たせなければ、せっかくの制度が活かされない。		ご意見を承った上、個別労働紛争解決制度の趣旨について説明し、ご理解を求めました。
2	あっせん制度は強制力がなく、役に立たない。弱者を救う制度として強制力を持たせるべきではないか。		ご意見を承った上、あっせん制度について趣旨、解決事例等を説明し、ご理解を求めました。
3	個別労働紛争のあっせん制度において、被申請人の参加については強制ではない旨の説明を受けた。国が行うからには、強制的に参加させて、解決に向けて支援してほしい。		ご意見を承った上、改めてあっせん制度の趣旨、解決事例等を説明し、ご理解を求めました。
4	個別労働紛争解決制度のあっせん制度を利用した場合に、結果がどうなるかわからないのに、あっせん会場までの交通費を出費しなければならぬのは納得できない。行政で負担してほしい。		行政として交通費は負担できないことを説明しました。また、改めてあっせん制度についてご説明し、ご理解を求めました。
5	労働基準監督署を相談のため訪問した。待合場所が狭く混んでおり、他の人の相談内容まで耳に入る状況である。改善していただきたい。		庁舎が狭隘なためご不便をおかけしたことをお詫びするとともに、相談内容で別の場所での対応を要するものについては、可能な限り配慮することをお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年7月30日～8月5日受付分

部局(課室)名	労働基準局	
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)	

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	30件	79件	2件	0件	0件	111件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	17件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	61件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	33件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	タイムカードを確認するだけなら1件10分から15分程度でできると思われるので、臨検監督を1日あたり10～20件やるべきである。		監督署の行う臨検監督は、通常、事業場における労働条件や安全衛生確保のため、賃金の支払、労働時間のほか、職場の機械設備等の状況等も確認する必要があるため、15分で終えることはできないものであることを説明し、ご理解いただきました。
2	匿名の情報を受けたら、次の日にでも監督指導すべきだ。		監督署には、投書等により、多くの労働条件に係る情報が寄せられているところであり、その情報から労働条件確保上の問題の重要性や緊急性等を勘案し、監督指導を実施していること、今後とも迅速な対応に努めて行くことについて説明し、ご理解をいただきました。
3	電話相談の受け付けをやめて、1つでも多く事業場に監督指導を行うべきだ。		厳しい現下の経済情勢に伴い、倒産、人員削減、労働条件等の見直し等の事例が多く発生しており、働く人々、その家族等から労働条件などの電話などの相談に適切に対応することが監督署の重要な役割の一つであることを説明しました。 また、相談体制の確保に努めつつも、限られた人員体制の下、1つでも多くの事業場に対して監督指導するべく努めていることについても説明し、ご理解いただきました。
4	繁忙期に突然監督署から監督に来て対応に手間を取られている。 閑散期に来て欲しい。		事業場の現状を的確に把握するため、労働基準監督官による監督指導は原則として予告することなく実施する必要があることを説明の上、監督の際は繁忙期でもご協力いただきたいことについて、ご理解を求めました。
5	労働基準法第34条に規定されている休憩時間は警備業については短すぎる。 警備業は酷暑・厳寒のなか立ちっぱなしの業務であり、法定の休憩時間では心身の疲労が回復できない。 特例がないのであれば、警備業従事者に対する休憩時間の特例を法制化すべきである。		労働基準法は、最低限の労働条件の基準を定めているものであり、労使双方が話し合うことにより、より良い労働条件の向上に努めていただきたいことを説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	労働基準監督署は、解雇手続の問題だけでなく、解雇の妥当性(効力)等まで踏み込んで監督指導してもらいたい。		労働基準監督署では、解雇手続等の労働基準法に定める基準の履行確保を図るために監督指導を行っているところであり、解雇の効力に関して監督指導を行うことはできないものであることをご説明しました。 また、解雇の効力を争う事案の紛争を解決する方法としては、個別労働関係紛争解決制度を利用することができることをご案内しました。
7	最低賃金の今年度の引上げ額の目安が全国加重平均で15円になったと聞いたが、中小企業では対応できない。		15円というのは全国平均の引上げの目安であること、都道府県における最低賃金は、公労使による審議会を経て、改定される旨、ご説明しました。
8	労働基準監督署の指導どおりシャーリング(板材から必要なサイズに切り出すための機械)に安全カバーを設けると、作業効率が悪くなる。安全カバーを外してはだめか。		シャーリングについては、その危険範囲に労働者の身体の一部が入らないよう措置することが法令で義務付けられており、働く人の安全を確保するために必要であることを説明し、ご理解を求めました。
9	石綿の健康管理手帳により健康診断を受診しているが、住んでいる市には健診可能な機関がないので、市外まで行っている。市内の病院で受診できるようにしてほしい。		お住まいの市にある病院について石綿の健康管理手帳所持者に対する健康診断業務を行う健診機関としての基準を満たしているか確認し、該当する病院があれば、健康診断業務を行っていただけるか打診することについてご説明しました。
10	厚生年金や国民年金など、別の制度でそれぞれ所定の保険料を支払っているにもかかわらず、同じ事由で厚生年金と労災年金を受給する場合に、なぜ労災年金は調整されるのか。		同一の事由について労災保険の給付と厚生年金保険等の給付が全額支給されることについては、「同一の事由に対する二重の給付」という不合理が生じるため、一定の方法により調整されることになっていることを説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 小野 聡(内線5655) (直通:03-3502-5352)

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	225 件	85 件	35 件	0 件	3 件	348 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	84 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	166 件
	法令遵守違反に関するもの	4 件
	その他	94 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにも関わらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則廃止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票に記載されている内容と実際の労働条件が違う。		求人条件については、事業主に対して求人受理時に必ず確認しており、求人票の内容と相違する場合は、ハローワークから事業所に確認し是正等の指導を行っております。なお、今回いただいたご意見を踏まえ、当該事業所に対して、求人条件を正確に記載するよう指導を行った旨ご説明し、ご理解をいただきました。
3	ハローワークの駐車場が狭い(駐車台数が少ない)。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
4	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	ハローワークにおける名刺の配布については、経費の無駄である。		ハローワークでは、利用者の皆様から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせを行うことができるよう、サービス改善の一環として名刺をお渡ししている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	履歴書を返却しない事業所があるので、注意してほしい(具体的な企業名の情報提供あり)。		ハローワークでは、求人企業に対して、原則として応募書類は返却するよう要請していること、事情により返却できない場合には、あらかじめ求人票にその旨を記載するよう指導している旨ご説明しました。なお、当該事業所に対しては、応募書類を返却するよう要請しました。
8	毎年8月に雇用保険の基本手当日額の再計算がされているが、そのために日額が下がってしまい、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。
9	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	6件	0件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	男性は無給であれば、育児休業の取得を希望しないと思われる。パパ・ママ育児プラスの制度化より、育児休業中の所得保障を充実させるべきではないか。		男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているとの調査結果や改正育児・介護休業法の趣旨等を説明し、ご理解をいただくとともに、貴重なご意見として承りました。
2	中小企業子育て支援助成金は、なぜ平成18年4月1日以前に育児休業取得者が生じている事業主には支給されないのか。		制度の趣旨を説明し、ご理解をいただきました。
3	中小企業子育て支援助成金の申請期間を均等室に確認しつつ準備を進めてきたが、申請期間の考え方が変更になり、無駄になってしまう。申請期限が変わるといのはおかしいのではないか。		変更になったことについて陳謝し、ご理解をいただきました。
4	中小企業子育て支援助成金の申請書受理後に、パンフレット等にかかれていない書類の提出を求められた。必要な書類はパンフレット等を書いておけばよいのではないか。		申請の審査において、支給要件を満たしているか確認するため、その他の書類の提出を求められることがあることを説明し、ご理解をいただきました。
5	中小企業子育て支援助成金を受給するためには、中小企業であっても一般事業主行動計画を第三者に公表することが求められるが、これは中小企業にとってハードルが高く、ためらってしまう。		両立支援紹介サイト「両立支援のひろば」は簡単な手続きで計画の公表が可能であることを説明するとともに、貴重なご意見として承りました。
6	中小企業子育て支援助成金で支給要件を外にきちんと明示していないのはおかしい。出るのか出ないのかははっきりわからない。		支給要件をご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年7月30日～8月5日受付分

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎 総務課長補佐(3216)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	22年4月から医療機関に明細書の発行義務が発生したが、一部負担金の発生しない患者(生保・自立支援)に対しては義務になっていないため不平等であるので、一部負担金の発生しない者に対しても発行の義務化をして欲しい。		制度について説明し、負担金の発生しない方に対しても制度の趣旨からできる限り発行するよう医療機関に説明していることを伝えました。なお、いただいたご意見については「国民の皆様の声」として、厚生労働省保険局にお伝えする旨を説明し、ご了承いただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。